資料２－２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

郵便局への転居先情報の照会について

令和８年11月16日

厚生労働省 年金局事業管理課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

1．健康保険・厚生年金保険制度の概要

2．官公署等への資料提供の求めに係る根拠規定

3．現行事務の課題、転居先情報の提供の必要性

4．情報活用の利益と事業所の利益の比較衡量

5．具体的な事務イメージ

6．日本年金機構における事業所情報・個人情報の保護方策

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1．健康保険・厚生年金保険制度の概要

	健康保険制度	厚生年金保険制度
制度概要	病気やけが（業務上・通勤災害を除く。）に備え、保険料を納めることで必要なときに給付を受けることができる制度	高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに備え、保険料を納めることで必要なときに給付を受けることができる制度
関係法令	健康保険法	厚生年金保険法
保険者	全国健康保険協会、健康保険組合 ※全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者資格の取得・喪失の確認、保険料の徴収等の事務は厚生労働大臣が実施。	政府 ※第一号厚生年金被保険者（会社員等）の被保険者資格の取得・喪失の確認、保険料の徴収等の事務は厚生労働大臣が実施。
適用事業所	以下に該当する事業所（強制適用事業所）は、適用事業所として、**健康保険制度・厚生年金保険制度への加入義務**がある。 ・常時従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所 ・常時５人以上の従業員を使用する建設業や製造業など法定17業種に該当する個人事業所	
適用の手続	適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があった日から５日以内に新規適用届を日本年金機構に提出しなければならない。 ※健康保険組合が管掌する健康保険については、当該組合に新規適用届を提出。	
被保険者	適用事業所に使用される者（※）は、健康保険制度・厚生年金保険制度の被保険者となり、保険給付や年金給付を受けることができる。 ※「使用される者」とは、事実上その事業主のもとで使用され、労務の対償として給料や賃金を受け取るという「事実上の使用関係」にある者をいう。 なお、厚生年金保険は、原則70歳未満の者が被保険者となる。	
被保険者に係る手続	適用事業所に使用される者が被保険者資格を取得・喪失等した場合、当該事実があった日から５日以内に事業主はその旨を日本年金機構に届け出る義務がある。	
保険料	被保険者と事業主がそれぞれ半額を負担し、**事業主が、被保険者及び自己の負担する保険料を納付**する。	

○　厚生労働大臣が行う健康保険・厚生年金保険の適用に係る業務（事業所の適用、被保険者資格の取得・喪失の確認等）、保険料の徴収等に係る業務は、健康保険法・厚生年金保険法に基づき、**日本年金機構に委任・委託**されている。

○　日本年金機構は、当該事務の適正な運営のため、**健康保険・厚生年金保険に未加入の事業所や、保険料を滞納している事業所への調査・指導等**を行っている。

2．官公署等への資料提供の求めに係る根拠規定

適用業務における資料提供の求めに係る根拠規定

●健康保険法（大正11年法律第70号）

（資料の提供）

第百九十九条　厚生労働大臣は、**被保険者の資格**、標準報酬又は保険料**に関し必要があると認めるとき**は、官公署に対し、事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社**その他の機関に対し、被保険者若しくは被保険者であると認められる者の**収入の状況**その他の事項**につき、報告を求めることができる。

2　（略）

●厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（資料の提供）

第百条の二　（略）

2～5　（略）

6　厚生労働大臣は、**第一号厚生年金被保険者の資格**、標準報酬又は保険料**に関し必要があると認めるとき**は、銀行、信託会社**その他の機関**に対し、**第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であると認められる者の**収入の状況**その他の事項**につき、報告を求めることができる。

保険料徴収業務における資料提供の求めに係る根拠規定

●健康保険法（大正11年法律第70号）

（徴収に関する通則）

第百八十三条　**保険料**等は、この法律に別段の規定があるものを除き、**国税徴収の例により徴収**する。

●厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（徴収に関する通則）

第八十九条　**保険料**その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、**国税徴収の例により徴収**する。

●国税徴収法（昭和34年法律第147号）

（事業者等への協力要請）

第百四十六条の二　徴収職員は、**滞納処分に関する調査について必要があるとき**は、**事業者**（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、**当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力**を求めることができる。

※　「国税徴収の例により徴収（国税滞納処分の例による処分を含む。）する場合の取扱いについて」（平成21年２月17日付け社会保険庁運営部年金保険課事務連絡）により、保険料徴収業務において準用する国税徴収関係の規定が列挙されており、滞納処分に関する調査について必要があるときに事業者等に対して行うことができる協力要請について定めた国税徴収法第146条の２の規定は準用することとされている。

3．現行事務の課題、転居先情報の提供の必要性

現行事務の課題

○　現行事務においては、健康保険・厚生年金保険の未加入事業所等への指導・立入検査（適用業務）や、保険料を滞納する事業所への滞納整理事務※（保険料徴収業務）の実施に当たって、法人登記簿情報や住民票情報を活用し、事業所への接触を行っている。

※保険料が納付期限までに納付されず、督促状による指定期限を過ぎても納付が確認できない事業所に対する納付督励から差押え等の滞納処分までの一連の事務

○　一方で、**法人登記簿を移転又は住民票を異動せずに転出する事業所又はその事業主については、これらの公簿による調査のみでは実際の所在把握が困難**であり、事業所への立入検査等や滞納整理事務の遂行に支障が生じている。

※　なお、令和７年度の事業所調査の実施事業所数は110,543事業所。また、令和７年度末時点の滞納事業所数は142,464事業所。令和７年度中において53,932事業所に滞納処分を実施。

情報の必要性

○　社会保険制度は、国民が病気・けが・老齢・死亡・障害等、生活の困難をもたらす様々な保険事故に遭遇した場合に一定の給付を行い、生活の安定を図ることを目的としたものであり、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所には、法律に基づき、制度への加入義務や保険料の納付義務が課されている。

○　日本年金機構が行う適用業務や保険料徴収業務は、**事業主が負う加入・届出義務や保険料の納付義務の履行を担保する**ものであり、ひいては、**被保険者の保険給付を受ける権利や年金権を保障**する上でも、**極めて公益性の高い**ものである。

○　また、適用業務や保険料徴収業務を円滑かつ効率的に遂行し、適正な適用・届出や保険料納付を促すことは、事業所の加入・届出義務や保険料納付義務における公平性を確保し、社会保険制度の持続性の確保にも資するものであり、こうした理由から、日本年金機構において事業所・事業主の転居先情報（転居届に記載された転居先住所）の提供を受けることが必要。

４．情報活用の利益と事業所の利益の比較衡量

情報を用いることによる利益	秘密を守られる利益	比較衡量の考え方
未適用事業所や滞納事業所（又はその事業主）の転居先情報の活用により、円滑かつ効率的な適用業務・保険料徴収業務が可能となり、 ・ **被保険者の保険給付を受ける権利・年金権の確保** ・ **法律上課せられた事業所の加入、事業主の届出義務・保険料納付義務における公平性の確保** ・ **社会保険制度の持続性の確保** につながる。	適用事業所の事業主は、事業所の所在地及び事業主の住所を届け出なければならないこととされており、健康保険法及び厚生年金保険法上保護すべき利益は想定されないが、郵便法に基づき転居先情報（他人の秘密）が保護されることで本人に不利益が及ばない利益がある。 （想定される不利益の例） 事業所の所在地や事業主の住所の情報が目的外で利用されたり漏えいする。	・転居先情報は法人登記簿を移転又は住民票を異動せずに転出した事業所・事業主の居住地（所在地）情報であり郵便法の「他人の秘密」に該当し、一定の要保護性がある。 ・事業所の所在地や事業主の住所は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者に開示されることが予定されている情報であり、**個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とは言えない。** ・日本年金機構の職員は、法律に基づく守秘義務が課されており、内部規程等に基づき情報の目的外利用や漏えい防止の措置が講じられており、**本件照会事項に係る情報が不必要に拡散されるおそれは低い。** ・一方で、社会保険の適正な適用・保険料徴収を図ることは、**被保険者である従業員等の利益に直結**し、制度の適正運用のための適用業務・保険料徴収業務は**極めて公益性の高い業務**である。 ・また、健康保険法・厚生年金保険法において、事業所には制度への加入義務・保険料納付義務が課されており、その所在地等も届け出ることとされている中（※）、**これらの義務を履行しない事業所・事業主**について、その履行確保のために転居先情報を活用することは、**事業所・事業主の秘密が守られる利益等を不当に侵害するものではない。** ※　新規適用及び所在地等変更の場合についても、健康保険法・厚生年金保険法において届出義務及び罰則が規定されている。 **情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回り、転居先情報の提供を可能とすることが適当と考える。** 【国税に関する転居先情報の照会との比較】 ・　「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」では、徴収職員が行う国税に関する調査について、転居先情報の提供が可能とされている。 ・　法律に基づき国税徴収の例によるとされている健康保険・厚生年金保険料の徴収業務や、これと同様の目的・高い公益性を有する適用業務についても、転居先情報の提供を可能とすることが適当と考える。

５－１．具体的な事務イメージ（適用業務の例）

転居先情報の照会手順（具体的なイメージ）

○　郵便物は到達するものの、電話や文書による加入指導等に応じず、訪問しても事業実態が確認できない事業所については、公簿による調査のみでは実際の所在把握が困難であるところ、**転居先情報の提供を受けることにより、事業主の実際の所在を迅速に把握し、対面による効果的な加入指導等を行うことで、適正な適用や届出の履行を促すことが可能となる**。

＜　加入指導から転居先情報の活用までの対応手順　＞

自主的な加入手続きを行わない事業所	
電話や文書による加入指導・来所通知書送付	応答なし。 ※　文書は到達するものの、応じない場合に限る。
事業所・事業主自宅へ訪問	事業実態・居住実態なし。 （例）空き家となっている場合等
近隣住民・関係者からの聞き取り調査 官公署への照会（法人登記簿・住民票取得等） 関係機関への照会（保健所・警察署等）	転出後の所在地・有効な連絡先が確認できない。
転出後の所在地を確認する代替手段がない場合のみ、郵便局への転居先情報の照会を行う。 郵便局への転居先情報の照会	転出後の所在地を把握。
把握した転出後の所在地へ訪問	事業主と接触し、適正な適用や届出の履行を促す。

５－２．具体的な事務イメージ（保険料徴収業務の例）

転居先情報の照会手順（具体的なイメージ）

○　郵便物は到達するものの、電話や文書による納付督励等に応じず、訪問しても事業実態が確認できない事業所については、公簿による調査のみでは実際の所在把握が困難であるところ、**転居先情報の提供を受けることにより、事業主の実際の所在を迅速に把握し、対面による効果的な納付督励等を行うことで、確実に納付の履行を促すことが可能となる**。

＜　納付督励から転居先情報の活用までの対応手順　＞

納付期限を過ぎても納付が確認できない事業所	
電話による納付督励	応答なし。
文書による来所要請	応答なし。 ※　文書は到達するものの、応じない場合に限る。
事業所・事業主自宅へ訪問	事業実態・居住実態なし。 （例）空き家となっている場合等
近隣住民・関係者からの聞き取り調査 官公署への照会（法人登記簿・住民票取得等）	転出後の所在地・有効な連絡先が確認できない。

転出後の所在地を確認する代替手段がない場合のみ、郵便局への転居先情報の照会を行う。

郵便局への転居先情報の照会	転出後の所在地を把握。
把握した転出後の所在地へ訪問	事業主と接触し、納付の履行を促す。

6．日本年金機構における事業所情報・個人情報の保護方策

情報の保護

○　日本年金機構の役職員は、日本年金機構法第25条の規定により、職務上知ることのできた秘密について守秘義務が課されており、同条の規定に違反したものは、同法第57条の規定に基づき、１年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処することとされている。

○　日本年金機構では、個人情報の目的外利用や漏えい等のコンプライアンス違反を未然に防ぐため、「日本年金機構個人情報保護管理規程」（※）や「日本年金機構文書管理規程」等に基づいた適正な管理と運用の徹底を図っている。

　加えて、個人情報保護、コンプライアンス及び文書管理等に関する研修を毎年度実施し、適正な情報管理に対する意識向上に努めている。

※　具体的には、個人情報の秘匿性に応じたアクセス権限、個人情報の無断複製等の禁止、定められた場所への保管等を実施。
　また、同規程に基づく取扱いは事業所情報についても準用することとしており、個人情報と同様に取り扱っている。

○　これらにより、提供いただく情報については、**適正な管理がなされることが法令上・運用上担保**されている。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【参考資料】

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

参照条文

◎　**厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）　（抄）**

（届出）

第二十七条　適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（第百条第一項及び第四項、第百二条第二項並びに第百三条を除き、以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（徴収に関する通則）

第八十九条　保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

（届出等）

第九十八条　事業主は、厚生労働省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

２～５　（略）

（資料の提供）

第百条の二　（略）

２～５　（略）

６　厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、銀行、信託会社その他の機関に対し、第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を求めることができる。

参照条文

◎　**厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）　（抄）**

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百条の四　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～二十九　（略）

三十　第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに捜索を除く。）

三十一～三十六　（略）

三十七　第百条の二第二項から第四項までの規定による資料の提供の求め（第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。）及び同条第六項の規定による報告の求め

三十八～四十三　（略）

２～７　（略）

第百二条　事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十七条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二・三　（略）

２　（略）

第百五条　左の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一　第九十八条第一項の規定に違反して、事業主が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二・三　（略）

参照条文

◎　**健康保険法（大正11年法律第70号）　（抄）**

（届出）

第四十八条　適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

（徴収に関する通則）

第百八十三条　保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

（報告等）

第百九十七条　保険者（厚生労働大臣が行う第五条第二項及び第百二十三条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2　（略）

（資料の提供）

第百九十九条　厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に対し、被保険者若しくは被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を求めることができる。

2　（略）

参照条文

◎　**健康保険法（大正11年法律第70号）　（抄）**

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百四条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第百八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの、前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたもの及び第二百四条の七第一項に規定するものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十五　（略）

十六　第百八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに捜索を除く。）

十七～十九　（略）

二十　第百九十九条第一項の規定による資料の提供の求め及び報告の求め

二十一　（略）

２～４　（略）

第二百八条　事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第四十八条（第百六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二～五　（略）

第二百十六条　事業主が、正当な理由がなくて第百九十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

参照条文

◎　**国税徴収の例により徴収（国税滞納処分の例による処分を含む。）する場合の取扱いについて（平成21年２月17日付け社会保険庁運営部年金保険課事務連絡）　（抄）**

第１　総則的事項

１　国税徴収の例によって徴収（国税滞納処分の例による処分を含む。以下同じ。）するとは、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）、（略）その他国税徴収に関する諸規定（以下「国税徴収に関する諸法令」という。）を包括的に準用する趣旨をあらわしているものであり、社会保険各法に定める保険料その他これらの法律の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）を国税徴収の手続にあてはめて徴収することである。

２・３　（略）

第３　国税徴収法における準用する条文

１～９　（略）

10　徴収法第四十八条から第百四十七条までの規定は準用される。

11～15　（略）

◎　**国税徴収法（昭和34年法律第147号）　（抄）**

（事業者等への協力要請）

第百四十六条の二　徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

参照条文

◎　**厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）　（抄）**

（新規適用事業所の届出）

第十三条　法第六条第一項の規定により初めて適用事業所（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）となつた事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　事業主の氏名又は名称及び住所

二　事業所の名称、所在地及び事業の種類

三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人番号（番号利用法第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）

ロ　事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ　内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。）又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。以下同じ。）の別

四　事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

２～６　（略）

（事業主の氏名等の変更の届出）

第二十三条　事業主（船舶所有者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、その氏名若しくは名称若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、第十三条第一項第三号に掲げる事項又は同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは、五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　事業所の名称及び所在地

二　変更前の事項及び変更後の事項並びに変更の年月日

２～６　（略）

参照条文

◎　**健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）　（抄）**

（新規適用事業所の届出）

第十九条　初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣（初めて適用事業所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合）に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に厚生年金保険法第六条第一項の規定により初めて適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一　事業主の氏名又は名称及び住所

二　事業所の名称、所在地及び事業の種類

三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人番号（番号利用法第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五

号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。）

ロ　事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ　内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。）又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。）の別

四　事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

２・３　（略）

（事業主の氏名等の変更の届出）

第三十条　事業主は、その氏名若しくは名称若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、第十九条第一項第三号に掲げる事項又は同項第四号に掲げる事項に変更があったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の事業主であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一　事業所の名称及び所在地

二　変更前の事項及び変更後の事項並びに変更の年月日

参照条文

◎　**日本年金機構法（平成19年法律第109号）　（抄）**

（役職員の秘密保持義務）

第二十五条　役職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第五十七条　第二十五条又は第三十一条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

◎　**公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）　（抄）**

（法人文書管理規則）

第十三条　独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。

２　独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

参照条文（郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン関係）

◎郵便法（昭和22年法律第165号）　（抄）

第八条（秘密の確保）　会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

②　郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

◎郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第２号）　（抄）

（第三者提供の制限）

第十五条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～七　（略）

２～９　（略）

10　前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第八条その他の関連規定を遵守しなければならない。

◎郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第２号（最終改正令和７年個人情報保護委員会・総務省告示第３号））の解説（令和４年３月個人情報保護委員会・総務省）　（抄）

第 10 項は、第 1 項から第 9 項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。このため、（略）第 15 条第 1 項各号の規定に該当する場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第 8 条第 2 項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる。

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】

事例１・２　（略）

事例３）徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の２又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

事例４　（略）

なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。

日本年金機構における文書管理方法（取得から廃棄までの流れ）

取得	整理	保存	廃棄
転居先情報の回答書受領 （法人文書として管理）	法人文書ファイルにまとめる （事業所ごとのファイルに編綴） 保存期間及び 保存期間満了日の設定 法人文書ファイル管理簿※１に記載	文書の内容や利用状況等に応じ、 適正に保存	保存期間満了後、速やかに廃棄

※１　法人文書ファイル管理簿は、法人文書ファイル及び法人文書（単独で管理することが適当なものであって、保存期間が１年以上のものに限る。）の管理を適切に行うため、これらの名称、保存場所その他必要な事項を記載した帳簿であり、毎年度、インターネット（日本年金機構ホームページ）への公開を行うもの。

保存

○　法人文書は、保存期間が満了するまでの間、その内容や利用の状況等に応じ、組織としての管理（適切な保存及び利用を確保）が行い得る専用の場所において、適切な記録媒体により、法人文書以外の文書と明確に区分して保存する。

廃棄

○　法人文書は、保存期間満了後に職員又は廃棄処理業者により廃棄する。

○　廃棄した文書については、法人文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、移管・廃棄簿に廃棄した文書の廃棄年月日等を記載する。